
番川水系 河川整備計画（素案）について

前回審議会での委員指摘事項

| | 本文頁 | 箇所 | 指摘事項 | 内容 |
|---|----------|---|------|--|
| | | | 対応方針 | 内容 |
| ① | 2 | 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第1節 流域及び河川の概要 2. 流域の特性 3) 自然環境 | 指摘事項 | 常緑樹林化が進んでいるのでアカマツ群集が分布しているか確認すること。 |
| | | | 対応方針 | モチツツジーアカマツ群集の記述については削除 |
| ② | 6 ほか | 第2節 河川整備の現状と課題 1. 治水の現状と課題 | 指摘事項 | 脚注8) 9) 20) 24) の表現を修正すること。 |
| | | | 対応方針 | 修文（番川流域では泉南地区の計画雨量を適用する旨を記述） |
| ③ | 8 | 第2節 河川整備の現状と課題 2. 河川利用及び河川環境の現状と課題 | 指摘事項 | 現状の問題点の記述に留まっている項目があるため、課題についても記述すること。 |
| | | | 対応方針 | 修文（課題を記述） |
| ④ | 9 | 第3節 流域の将来像 | 指摘事項 | 番川は現状で水質が良いので「水質の維持」と表現するべきではないか。 |
| | | | 対応方針 | 修文（「水質の改善」⇒「水質の維持」） |
| ⑤ | 11 ほか | 第4節 河川整備計画の目標 3. 河川環境の整備と保全に関する目標 | 指摘事項 | 自然環境について、河川整備基本方針では「保全・創出」となっているが、河川整備計画では「保全・再生」となっている。 |
| | | | 対応方針 | 修文（「保全・再生」⇒「保全・創出」） |
| ⑥ | 13 14 | 第2章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策 | 指摘事項 | 整備対象区間と整備内容を分かりやすく修正すること。 |
| | | | 対応方針 | 修文（記載内容を修正） |
| ⑦ | 15 | 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策 | 指摘事項 | 図面を分かりやすく修正すること。 |
| | | | 対応方針 | 図面を修正 |
| ⑧ | 19 | 第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 第1節 地域や関係機関との連携に関する事項 | 指摘事項 | 森林の保全やため池の維持管理についても記述すること。 |
| | | | 対応方針 | 修文（記載内容を修正） |
| ⑨ | | その他 | 指摘事項 | 治水計画の検討経緯や治水手法の選定経緯なども含めて、各種バックデータを参考資料として作成すること。 |
| | | | 対応方針 | 参考資料を作成。 |

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

| 指摘事項 | 対応 |
|--|--|
| <p>① 常緑樹林化が進んでいるのでアカマツ群集が分布しているか確認すること。</p> <p>本文p.2 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第1節 流域及び河川の概要 2. 流域の特性 3) 自然環境</p> | <p>①修文 アカマツについては、近年減少の一途をたどっており、モチツツジ-アカマツ群集の記述については削除</p> |
| <p>修正前（H28 第3回審議会資料）</p> | <p>修正後（案）</p> |
| <p>番川は流域の約90%が山林であり緑豊かな環境を有しています。その多くは二次林と人工林で構成されており、流域の上流部は保安林に指定されています。</p> <p>また、流域内には大阪府立阪南・岬自然公園4)が指定されており、岬町には紀泉アルプス西地区と高森山地区の2地区が置かれています。</p> <p>番川での既往調査において、魚類は、カワムツ、カワヨシノボリの2科2種が確認されています。</p> <p>底生生物は、38科69種確認されており、大阪府レッドリスト2014で準絶滅危惧に指定されているヒラテテナガエビが確認されています。そのほかイシマキガイ、カワニナ、ゲンジボタルなどが確認されています。</p> <p>植生は、流域全体にモチツツジ-アカマツ群集が分布しています。</p> | <p>番川は流域の約90%が山林であり緑豊かな環境を有しています。その多くは二次林と人工林で構成されており、流域の上流部は保安林に指定されています。</p> <p>また、流域内には大阪府立阪南・岬自然公園4)が指定されており、岬町には紀泉アルプス西地区と高森山地区の2地区が置かれています。</p> <p>番川での既往調査において、魚類は、カワムツ、カワヨシノボリの2科2種が確認されています。</p> <p>底生生物は、38科69種確認されており、大阪府レッドリスト2014で準絶滅危惧に指定されているヒラテテナガエビが確認されています。そのほかイシマキガイ、カワニナ、ゲンジボタルなどが確認されています。</p> <p>モチツツジ-アカマツ群集の記述については削除</p> |

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

| 指摘事項 | 対応 |
|--|--|
| <p>② 脚注8) 9) 20) 24) の表現を修正すること。 本文p.6、10、19 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第2節 河川整備の現状と課題 1. 治水の現状と課題</p> | <p>②修文 番川流域では泉南地区の計画雨量を適用する旨を記述</p> |
| <p>修正前 (H28 第3回審議会資料)</p> | <p>修正後 (案)</p> |
| <p>p.6脚注 8) 時間雨量80ミリ程度：100年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では、時間最大雨量79.3mm、24時間雨量309.0mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/100であること。 9) 時間雨量50ミリ程度：10年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では、時間最大雨量53.8mm、24時間雨量197.5mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/10であること。 p.10脚注 20) 時間雨量65ミリ程度：30年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では、時間最大雨量66.1mm、24時間雨量251.3mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/30であること。 p.19脚注 24) 時間雨量90ミリ程度：200年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では、時間最大雨量86.9mm、24時間雨量342.0mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/200であること。</p> | <p>p.6脚注 8) 時間雨量80ミリ程度：100年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では泉南地区の計画雨量を適用し、時間最大雨量79.3mm、24時間雨量309.0mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/100であること。 9) 時間雨量50ミリ程度：10年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では泉南地区の計画雨量を適用し、時間最大雨量53.8mm、24時間雨量197.5mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/10であること。 p.10脚注 20) 時間雨量65ミリ程度：30年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では泉南地区の計画雨量を適用し、時間最大雨量66.1mm、24時間雨量251.3mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/30であること。 p.19脚注 24) 時間雨量90ミリ程度：200年に1度程度発生する恐れのある雨量（番川流域では泉南地区の計画雨量を適用し、時間最大雨量86.9mm、24時間雨量342.0mm）。統計学上は、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/200であること。</p> |

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

| 指摘事項 | 対応 |
|---|--|
| <p>③ 現状の問題点の記述に留まっている項目があるため、課題についても記述すること。</p> <p>本文p.8 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第2節 河川整備の現状と課題 2. 河川利用及び河川環境の現状と課題</p> | <p>③修文 課題を記述</p> |
| <p>修正前（H28 第3回審議会資料）</p> | <p>修正後（案）</p> |
| <p>(1) 水質 番川水系の水質汚濁に係る環境基準（河川）は、A類型（環境基準値BOD2mg/L以下）に指定されています。番川下流の田身輪橋に環境基準点が設定され、生活環境項目のうち河川の汚濁指標項目であるBODは昭和48年に環境基準設定されて以降2mg/L以下を保っており、環境基準を達成（平成26年度は1.2mg/L）しています。</p> <p>(2) 水利用と空間利用 番川の水は、主に農業用水として利用されており、現在、9箇所の農業用水取水施設があります。 空間利用については目立った利用は見られませんが、下流部では堤防天端が舗装されていることもあり、日常の通行や散策等に利用している人もいます。 また、アドプト・リバー・プログラム、地域住民等による清掃活動等が行われていますが、<u>河道内への立ち入り</u>が困難な状況となっています。</p> | <p>(1) 水質 番川水系の水質汚濁に係る環境基準（河川）は、A類型（環境基準値BOD2mg/L以下）に指定されています。番川下流の田身輪橋に環境基準点が設定され、生活環境項目のうち河川の汚濁指標項目であるBODは昭和48年に環境基準設定されて以降2mg/L以下を保っており、環境基準を達成（平成26年度は1.2mg/L）しています。<u>生物の生息や親水性の向上の観点から、現状の水質を引き続き維持することが必要です。</u></p> <p>(2) 水利用と空間利用 番川の水は、主に農業用水として利用されており、現在、9箇所の農業用水取水施設があります。<u>これまでに大きな濁水被害は生じていませんが、今後も適正かつ効率的な水利用が図られるよう努める必要があります。</u> 空間利用については目立った利用は見られませんが、下流部では堤防天端が舗装されていることもあり、日常の通行や散策等に利用している人もいます。 また、アドプト・リバー・プログラム、地域住民等による清掃活動等が行われていますが、<u>河道内への立ち入り</u>が困難な状況となっており、<u>地域住民のニーズに応じて河道内へのアクセスの改善を図る必要があります。</u></p> |

| 指摘事項 | 対応 |
|--|--|
| <p>③ 現状の問題点の記述に留まっている項目があるため、課題についても記述すること。</p> <p>本文p.8 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第2節 河川整備の現状と課題 2. 河川利用及び河川環境の現状と課題</p> | <p>③修文 課題を記述</p> |
| ----- | ----- |
| 修正前（H28 第3回審議会資料） | 修正後（案） |
| <p>(4) 景観・親水性 番川の下流部から中流部では、住宅地内を流下するブロック積護岸となっており単調な景観となっています。堤防天端が舗装されていることから、日常の通行や散策などに利用されています。中流部から上流部では、一部住宅地を流下していますが、多くは農地を流下し狭い山間を縫うように流下しています。</p> <p><u>親水性を高める施設については、設置されていません。</u></p> | <p>(4) 景観・親水性 番川の下流部から中流部では、住宅地内を流下するブロック積護岸となっており単調な景観となっています。堤防天端が舗装されていることから、日常の通行や散策などに利用されています。中流部から上流部では、一部住宅地を流下していますが、多くは農地を流下し狭い山間を縫うように流下しています。</p> <p><u>親水性を高める施設については、設置されておらず、地域住民のニーズに応じて親水性を高める工夫等を行う必要があります。</u></p> |

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

| 指摘事項 | 対応 |
|---|---|
| <p>④ 番川は現状で水質が良いので「水質の維持」と表現すべきではないか。 本文p.9 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第3節 流域の将来像</p> <p>⑤ 自然環境について、河川整備基本方針では「保全・創出」となっているが、河川整備計画では「保全・再生」となっている。 本文p.11、19 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第4節 河川整備計画の目標 3. 河川環境の整備と保全に関する目標</p> | <p>④修文 「水質の改善」⇒「水質の維持」</p> <p>⑤修文 「保全・再生」⇒「保全・創出」</p> |
| <p>修正前 (H28 第3回審議会資料)</p> | <p>修正後 (案)</p> |
| <p>大阪府の土地利用計画では、河川に関連して、水資源の確保や災害防止の観点から、地域や流域の特性に応じた適切な維持管理、改修、整備を行うほか、生物の多様な生息・生育・繁殖が確保できる自然環境の保全、<u>水質の改善</u>を図る、緑化の推進や親水空間の創出を進める等、水辺環境の改善を図ることとしています。</p> <p>(3) 自然環境 番川では、多くの水生生物等が生息しており、良好な自然環境が残っています。また、瀬や淵などの河川特有の自然環境が残る箇所について、今後の河川管理の際にはそれらの保全を目指します。また、多自然川づくりを取り入れ、それぞれの河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の<u>保全・再生</u>を目指します。</p> | <p>大阪府の土地利用計画では、河川に関連して、水資源の確保や災害防止の観点から、地域や流域の特性に応じた適切な維持管理、改修、整備を行うほか、生物の多様な生息・生育・繁殖が確保できる自然環境の保全、<u>水質の維持</u>を図る、緑化の推進や親水空間の創出を進める等、水辺環境の改善を図ることとしています。</p> <p>(3) 自然環境 番川では、多くの水生生物等が生息しており、良好な自然環境が残っています。また、瀬や淵などの河川特有の自然環境が残る箇所について、今後の河川管理の際にはそれらの保全を目指します。また、多自然川づくりを取り入れ、それぞれの河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の<u>保全・創出</u>を目指します。</p> |

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

| 指摘事項 | | | | 対応 | | | |
|---|--|------|--|---------------------|----------------------------|--|---------------------------|
| ⑥ 整備対象区間と整備内容を分かりやすく修正すること。 本文p.13、14 第2章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策 | | | | ⑥修文 表中の記載及び図面を修正 | | | |
| ----- | | | | ----- | | | |
| 修正前 (H28 第3回審議会資料) | | | | 修正後 (案) | | | |
| 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | 整備内容 | 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | 整備内容 |
| 番川 | 田身輪橋上流～No.25 付近 (1.60km～2.55km) <河道改修区間> 大渡橋上流付近 (2.15km～2.18km) No. 25付近 (2.49km～2.55km) | 約90m | 河道拡幅および河床掘削により流下能力を確保します。また、耐水型整備区間においては、流域町と連携し、土地利用誘導および浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取組みます。 | 番川 | 大渡橋上流付近 (2.15km～2.18km) | 約30m | 河道拡幅および河床掘削により流下能力を確保します。 |
| | No. 25付近 (2.49km～2.55km) | | | | 約60m | | |
| | 田身輪橋上流～No.25 付近 (1.60km～2.55km) | | | | 約950m | 耐水型整備区間として設定し、流域町と連携し、土地利用誘導に取組みます。また、浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取組みます。 | |

| 指摘事項 | 対応 |
|--|--|
| <p>◎ 整備対象区間と整備内容を分かりやすく修正すること。 本文p.13、14 第2章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策</p> | <p>◎修文 表中の記載及び図面を修正</p> |

修正前 (H28 第3回審議会資料)

修正後 (案)

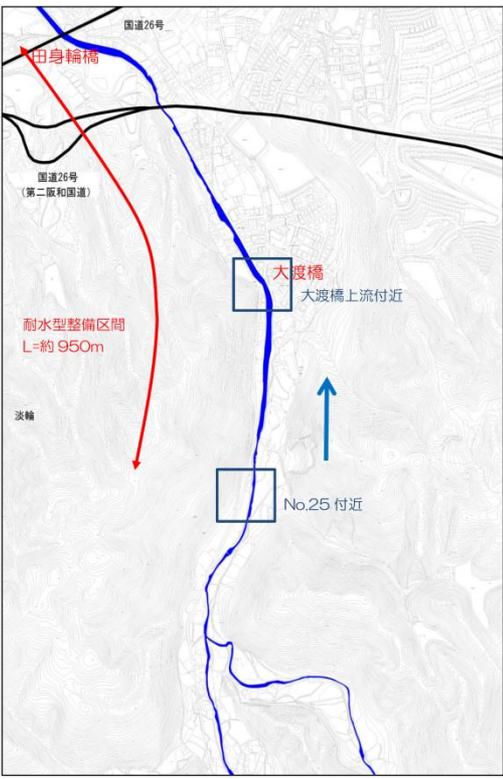


図 2.1 整備対象区間

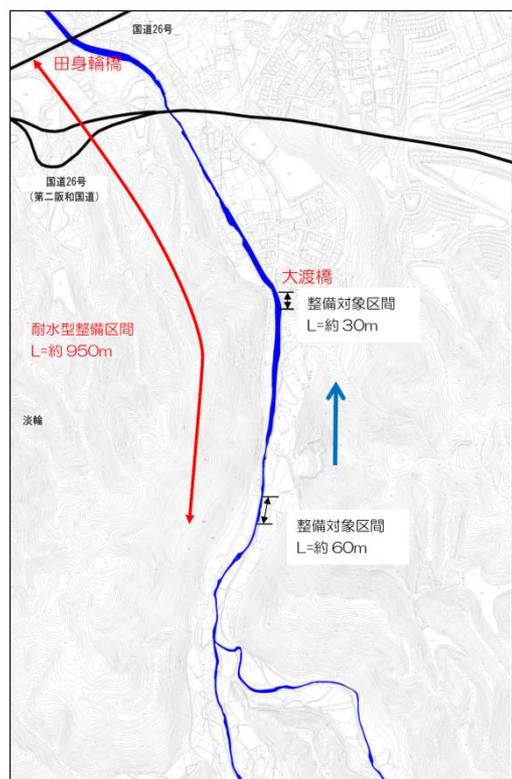
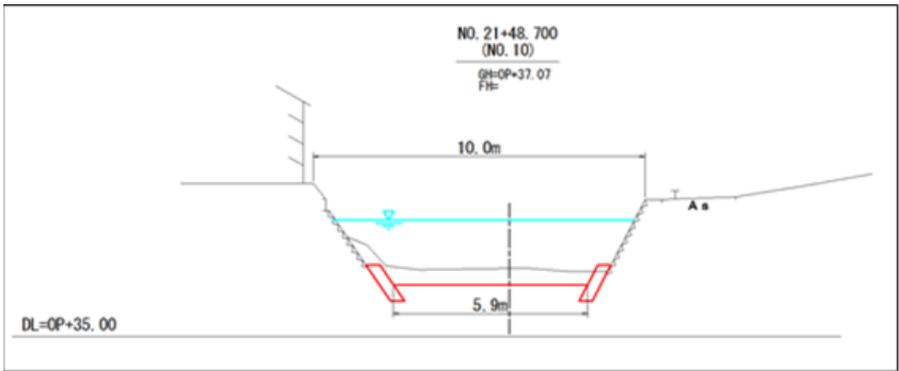
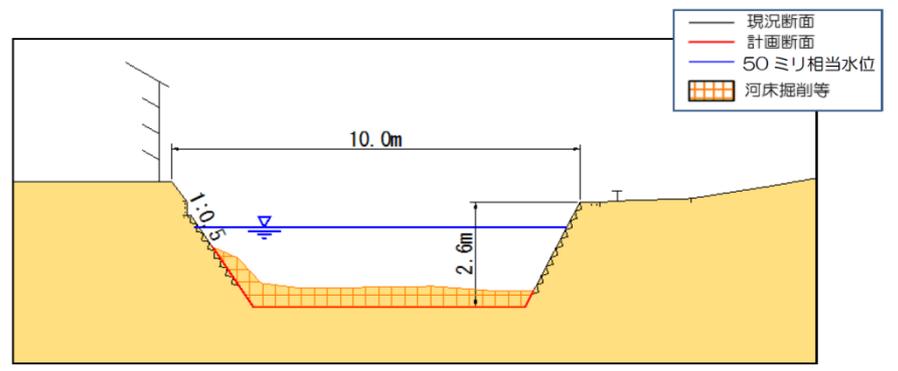
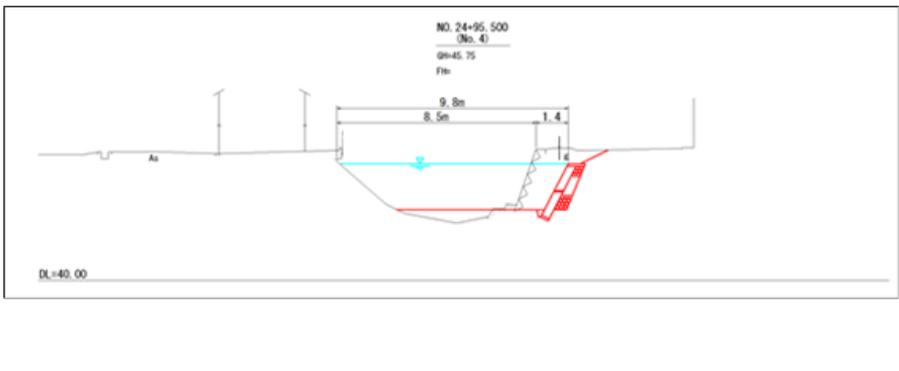
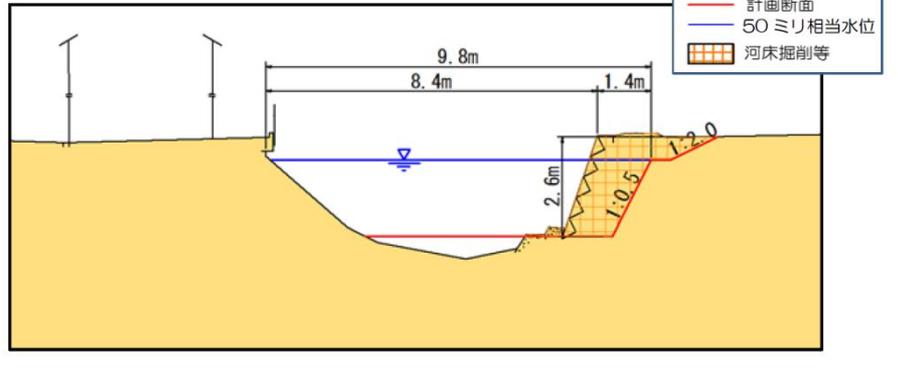


図 2.1 整備対象区間

| 指摘事項 | 対応 |
|--|---|
| <p>⑦ 図面を分かりやすく修正すること。 本文p.15 第2章 河川整備の実施に関する事項 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 1. 洪水対策</p> | <p>⑦修正 図面を修正</p> |
| 修正前 (H28 第3回審議会資料) | 修正後 (案) |
|  |  |
|  |  |

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

| 指摘事項 | 対応 |
|--|--|
| <p>⑧ 森林の保全やため池の維持管理についても記述すること。 本文p.19 第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 第1節 地域や関係機関との連携に関する事項</p> | <p>⑧修文 記載内容を修正</p> |
| <p>-----</p> <p>修正前 (H28 第3回審議会資料)</p> | <p>-----</p> <p>修正後 (案)</p> |
| <p>p.19 治水施設による対応には限界があることから、行政指導により開発者が開発行為に起因する流出増分を抑制するために設置する流出抑制施設を下流の河川整備後も恒久的に存続させる制度などについて今後検討することや、<u>流域のため池の活用検討など、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制に取り組みます。</u>併せて、河川氾濫や浸水が起こった場合でも被害が最小限となる街づくりに向けた家屋の耐水化や望ましい土地利用のあり方等の検討を行います。</p> | <p>p.19 治水施設による対応には限界があることから、行政指導により開発者が開発行為に起因する流出増分を抑制するために設置する流出抑制施設を下流の河川整備後も恒久的に存続させる制度などについて今後検討することや、<u>関係部局と連携し、流域のため池の適正な維持管理及び活用検討、さらには森林の保全など、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制に取り組みます。</u>併せて、河川氾濫や浸水が起こった場合でも被害が最小限となる街づくりに向けた家屋の耐水化や望ましい土地利用のあり方等の検討を行います。</p> |

| 指摘事項 | 対応 |
|--|---|
| <p>⑨ 治水計画の検討経緯や治水手法の選定経緯なども含めて、各種バックデータを参考資料として作成すること。</p> | <p>⑨参考資料の作成 番川水系河川整備計画（参考資料）を作成</p> |